

大阪府告示第236号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

平成24年2月9日

大阪府知事 松井 一郎

1 形質変更時要届出区域

高石市綾園一丁目465番3、465番6、488番1、489番1から489番3まで、489番5、490番1から490番3まで及び492番の各一部並びに綾園三丁目583番1、583番2、611番1、611番3、622番1及び622番3の各一部並びに東羽衣三丁目61番1、61番3、62番、62番1、63番1、63番2、66番、141番、141番1、255番1、811番1、813番1、829番1、829番3、829番4、834番5及び834番・835番合併1の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去